

令和3年6月28日

報道機関 各位

(公社)福井県観光連盟／福井県観光誘客課
担当:大霜、廣瀬／中村、仲野
電話:0776-23-3677／0776-20-0380

「福井県宿泊事業者による感染防止対策等支援補助金」 申請受付開始のお知らせ

福井県観光連盟と福井県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、旅行需要が大幅に減少し大きな影響を受けている観光産業の回復のため、感染拡大防止策の強化や前向きな投資に取り組む宿泊事業者を支援します。この度、当補助金の申請の受付を開始しましたのでお知らせします。

記

1 支援対象者

次の要件の全てを満たす福井県内の宿泊事業者

- ・福井県内に所在する宿泊施設を有する宿泊事業者(旅館業法〔昭和23年法律第138号〕第3条第1項に規定する許可を受けた者)
- ・福井県宿泊施設における新型コロナウイルス対応指針に基づいた感染防止の取組みを実施し、感染症対策の見回り確認・指導業務事務局の確認を受け、「安心の宿宣言書」を掲出していること

2 補助対象事業

(1) 物品等の購入

令和3年4月1日以降に着手し申請日までに完了したものであって、宿泊施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策等を目的とした物品の購入および設置等に要する経費
例)間仕切り設置、サーモグラフィ導入、除菌用アルコール消毒液購入 など

(2) 前向き投資

令和3年4月1日以降に着手し申請日までに完了したものの、または令和4年1月31日までに完了するものであって、宿泊施設における感染対策(宿泊客の分散化、従業員との接触機会の低減等)を前提とした新たな需要に対応するための取組みに要する経費

例)ワーケーションスペース設置、非接触式チェックインシステム導入 など

3 支援の内容

(1) 補助率

物品等の購入:4/5

前向き投資 :3/4

(2)補助対象事業費上限額(税抜き)(※)

大規模施設(客室数50室以上) :1,000万円

中規模施設(客室数10~49室) :750万円

小規模施設(客室数9室以下) :500万円

※補助対象事業費上限額について

- ・補助対象事業費上限額は、下記の第1回および第2回の申請期間に申請した額を合算した額とする。
- ・一宿泊事業者が複数の宿泊施設を経営している場合の補助対象事業費上限額は、旅館業法の許可を受けている宿泊施設ごとの額とする。

4 申請の期間

以下の2回に分けて申請の受付を実施します(第2回は予定)。

旅館業法の許可を受けている1施設につき、各申請期間1回ずつ申請することができます。

第1回:令和3年6月28日(月)~令和3年9月30日(木)

第2回:令和3年10月中旬~令和3年12月下旬を予定

※第2回の申請期間においては、令和2年5月14日以降に実施した事業も対象とする予定

5 申請先

〒910-0004

福井県福井市宝永2丁目4-10 福井県宝永分庁舎1階

「福井県宿泊事業者による感染防止対策等支援補助金事務局」宛て

6 お問い合わせ先

福井県宿泊事業者による感染防止対策等支援補助金コールセンター

(ふくい de お得キャンペーン・クーポン事務局)

TEL:0776-97-9527(受付時間 平日9時~17時(土日除く))

7 その他

詳細は「(公社)福井県観光連盟HP(ふくいドットコム)」または、「福井県HP」をご確認ください。

(「(公社)福井県観光連盟 HP(ふくいドットコム)」 観光連盟からのお知らせ

https://www.fuku-e.com/180_about/information.php)

(「福井県HP」 福井県宿泊事業者による感染防止対策等支援補助金

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kankou/kansentaisaku.html?path=C5/C53/C242/P47198>)

宿泊事業者による感染防止対策等支援補助金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、旅行需要が大幅に減少し、大きな影響を受けている観光産業の回復のため、感染拡大防止策の強化や前向きな投資に取り組む宿泊事業者を支援します。

支援対象者

次の要件の**全て**を満たす**福井県内の宿泊事業者**

- ・福井県内に所在する宿泊施設を有する宿泊事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者）
- ・福井県宿泊施設における新型コロナウイルス対応指針に基づいた感染防止の取組みを実施し、感染症対策の見回り確認・指導業務事務局の確認を受け、「安心の宿宣言書」を掲出していること

補助対象事業

(1) 物品等の購入

令和3年4月1日以降に着手し申請日までに完了したものであって、宿泊施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策等を目的とした**物品の購入および設置等に要する経費**

- 例）・飛沫（ひまつ）感染対策費用：座席間への仕切り（アクリル板、透明ビニールシート等）の設置 等
- ・換気対策費用：換気扇や窓の設置、空気清浄機・加湿器・二酸化炭素濃度測定器の購入 等
 - ・消毒・衛生管理費用：消毒液・アルコール液・除菌剤の生成器の購入 等
 - ・非接触対応費用：キャッシュレス決済用の機器（カードリーダー等）の購入 等

(2) 前向き投資

令和3年4月1日以降に着手し申請日までに完了したもので、または令和4年1月31日までに完了する予定のものであって、宿泊施設における感染対策（宿泊客の分散化、従業員との接触機会の低減等）を前提とした、**新たな需要に対応するための取組みに要する経費**

- 例）・ワーケーション対応（ワーケーションスペースの増設、無線LANの整備や防音加工工事 等）
- ・食事スペースの改修
 - ・非接触チェックインシステムの導入
 - ・施設のバリアフリー化 等

支援の内容

		大規模施設	中規模施設	小規模施設
客室数		50室以上	10～49室	9室以下
補助率	物品等購入	4 / 5		
	前向き投資	3 / 4		
補助対象事業費上限額(税抜)(※)		1,000万円	750万円	500万円

※補助対象事業費上限額について

- ・補助対象事業費上限額は、裏面の第1回および第2回の申請期間に申請した額を合計した額とする。
- ・一宿泊事業者が複数の宿泊施設を経営している場合の補助対象事業費上限額は、旅館業法の許可を受けている宿泊施設ごとの額とする。

申請書類

(1) 共通書類

- ・福井県宿泊事業者による感染防止対策等支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ・誓約書（様式第2号）
- ・旅館業許可証の写し
- ・補助金の振込先口座の確認書類（通帳の表紙裏面の写しなど）

(2) 補助を受けようとする事業ごとに提出を要する書類

① 物品等購入の補助を受けようとする場合

- ・物品等購入内訳書兼実績報告書（様式第1-2号）

② 前向き投資（完了済み（令和3年4月1日以降に着手し申請日までに完了））の補助を受けようとする場合

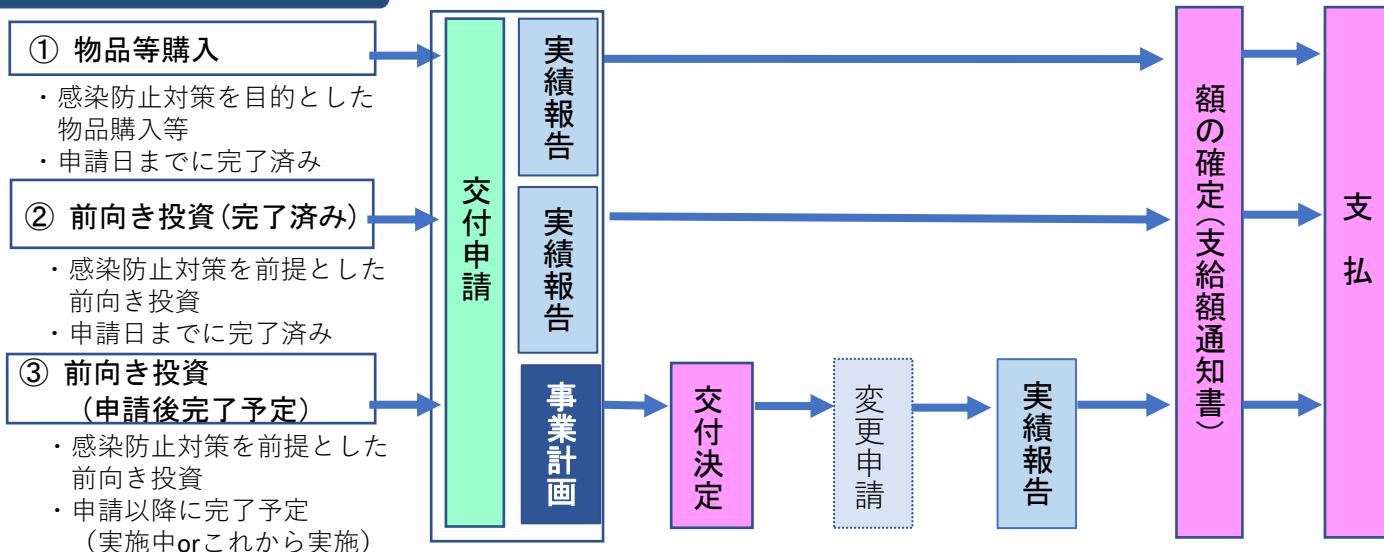
- ・前向き投資（完了済み）内訳書兼実績報告書（様式第1-3号）

③ 前向き投資（申請後完了予定（令和3年4月1日以降に着手し、令和4年1月31日までに完了予定のもの））の補助を受けようとする場合

- ・前向き投資（申請後完了予定）事業計画書（様式第1-4号）

①、②、③を組み合わせる場合、該当する申請に必要な書類を全て提出ください。

補助金交付までの流れ



申請の期間

以下の2回に分けて申請の受付を実施します（第2回は予定）。

旅館業法の許可を受けている1施設につき、各申請期間1回ずつ申請することができます。

第1回：令和3年6月28日（月）～令和3年9月30日（木）

第2回：令和3年10月中旬～令和3年12月下旬を予定

※第2回の申請期間においては、令和2年5月14日以降に実施した事業も対象とする予定

申請先

〒910-0004

福井県福井市宝永2丁目4-10 福井県宝永分庁舎1階

福井県宿泊事業者による感染防止対策等支援補助金事務局 宛て

※申請書類の様式は、福井県観光連盟HP「ふくいドットコム」または福井県HPより入手してください。

※申請書類の提出は郵送のみです。簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

お問合せ先

福井県宿泊事業者による感染防止対策等支援補助金コールセンター

（ふくいdeお得キャンペーン・クーポン事務局）

☎0776-97-9527

（受付時間 平日9時～17時（土日除く））